路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	安中市原市字下原六二〇番三から同市原市字下町南六三四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月二十五日

○関東地方整備局告示第二百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	安中市原市二丁目字鍛治村一一九四番一から同市原市字鍛治村一二一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月二十五日

○関東地方整備局告示第二百八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十五日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百二十七号	館山市那古字池三八七番一から同市川名字御薗八〇三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月二十五日

○九州地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十五日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
中津市三光森山字下唐桶二七番一から同市三光森山字唐桶四一番一まで	前	三二・六メートル～七六・二四メートル
	後	三一・九メートル～七六・二四メートル
杵築市山香町大字下字大屋敷一〇九四番二から同市山香町大字下字大屋敷一〇九四番七まで	前	一一・八〇キロメートル～四三・八八キロメートル
	後	一一・八〇キロメートル～一三・一〇キロメートル
大分県速見郡日出町大字藤原字乙前上川久保七五二四番二から同町大字藤原字乙前上川久保七五三九番一まで	前	一四・二三キロメートル～三七・〇一八〇キロメートル
	後	一二・六四キロメートル～二一・一九〇八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

国会事項

参議院

議案送付（予備審査）

六月二十三日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

家庭における子育て及び介護の支援の推進に関する法律案（和田政宗発議）

質問主意書提出

六月二十三日議員から次の質問主意書が提出された。

名護市辺野古における海上保安庁による市民に対する過剰警備に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一七七号）

徴兵制度を禁じた日本国憲法第十三条及び第十八条の解釈の変更に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一七八号）

国債の平均償還年限長期化に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一七九号）

新国立競技場建設に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一八〇号）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十七年六月二十五日　金融庁長官　細溝　清史

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

法第27条第1項第2号の規定に係る事項の変更

日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	変更日（曜日）
奈良県支部	奈良県奈良市林小路町24番地	奈良県奈良市東向中町6番地	平成27年6月9日（火）

人事異動

金融庁

横尾　光輔

内閣府事務官に任命する

総務企画局総務課企画官を命ずる（六月二十二日）

財務省

（財務総合政策研究所副所長）

財務事務官　田中　修

財務総合政策研究所長門間大吉外国出張不在中同所長事務代理を命ずる

（会計センター次長）同　古田　隆好

会計センター所長門間大吉外国出張不在中同所長事務代理を命ずる（以上六月二十二日）

農林水産省

（大臣官房政策課調査官）農林水産事務官　栗﨑　亨

辞職を承認する（六月二十三日）

防衛省

（南スーダン派遣施設隊付）一等陸佐　西村　修

第二〇普通科連隊長を命ずる（六月二十一日）